

議案第 97 号

山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 4 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例

山陽小野田市工場設置奨励条例（平成 26 年山陽小野田市条例第 12 号）の
一部を次のように改正する。

第 6 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、
同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 事業者の責めに帰することができない事由により、3 年以内に前項の操業
を開始することができないと市長が認める事業者に係る前項の規定の適用に
ついては、同項中「3 年以内」とあるのは、「市長が認める期間内」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 6 条第 2 項
の規定は、この条例の施行の日以後に第 2 条第 2 号アに該当する地域（以下
「対象地域」という。）に用地を取得した事業者及び同日までに対象地域に用
地を取得し、かつ、当該用地の取得に係る用地取得奨励金の交付を受けていな
い事業者に係る用地取得奨励金について適用する。

山陽小野田市工場設置奨励条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用地取得奨励金)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2</u> 事業者の責めに帰することができない事由により、3年以内に前項の操業を開始することができないと市長が認める事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「3年以内」とあるのは、「<u>市長が認める期間内</u>」とする。</p> <p><u>3</u> 用地取得奨励金の額は、<u>第1項</u>の規定により取得した用地の1区画当たりの取得価格に100分の40を乗じて得た額以内の額で市長が認めた額とする。</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>(用地取得奨励金)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2</u> 用地取得奨励金の額は、<u>前項</u>の規定により取得した用地の1区画当たりの取得価格に100分の40を乗じて得た額以内の額で市長が認めた額とする。</p> <p><u>3</u> (略)</p>